

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目次=

1. 重大事故等情報=5件（4月3日～4月9日分）

- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 貸切バスの火災事故
- (3) 法人タクシーの酒気帯び衝突事故
- (4) 個人タクシーの酒気帯び衝突事故
- (5) 大型トラクタ・トレーラの衝突事故

2. トピック

- (1) 自動車検査証の有効期間を延長します～新型コロナウイルス感染症対策～（新着情報）
- (2) 新型コロナウイルス感染防止に向けたバス・タクシーの車内換気について（要請）
- (3) 新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）
- (4) 新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について（協力依頼）
- (5) ボルトの錆や左後輪に注意！車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」



1. 重大事故等情報=5件（4月3日～4月9日分）

(1) 乗合バスの車内事故

4月9日（木）午前11時20分頃、高知県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客を乗せ運行中、バス停において停車させようとしてブレーキをかけた際に、座席に座っていた乗客のキャリーバッグが車内前方に転がったことから、それを止めようとして当該乗客が座席から立ち上がった際に、バランスを崩し通路にうつ伏せに転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(2) 貸切バスの火災事故

4月6日（月）午前7時35分頃、福井県の駐車場において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客10名を乗せ運行中、他の乗客を乗せるため停車し、ドアを開けたとこ

ろ異音が発生し、ドア付近より出火した。  
この事故による負傷者はなく、当該バス運転者がすぐに消火した。

(3) 法人タクシーの酒気帯び衝突事故

4月5日(日)午後8時15分頃、山口県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが回送運行中、路肩の電柱に衝突した。

この事故により、当該タクシー運転者が軽傷を負った。

事故後の警察の調べにより、当該タクシー運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。

(4) 個人タクシーの酒気帯び衝突事故

4月6日(月)午前3時30分頃、東京都の区道において、都内に営業所を置く個人タクシーが、アパートの外壁に衝突した。

この事故により、当該タクシー運転者が軽傷を負った。

事故後の警察の調べにより、当該タクシー運転者の呼気からアルコールが検出された。

(5) 大型トラクタ・トレーラの衝突事故

4月4日(土)午後2時30分頃、大阪府の高速道路において、府内に営業所を置く大型トラクタ・トレーラが運行中、路肩に停車中のトラックと軽トラックに衝突した。

この事故により、トラックに乗っていた1名と軽トラックに乗っていた2名が死亡し、トラックに乗っていた別の1名が軽傷を負った。

事故当時、死亡した3名は、トラックの荷台のシートがはずれたため、車を路肩にとめてシートを直す作業を行っていた模様。

---

上記5件の死傷者数計：死亡3名、重傷1名、軽傷3名（速報値）

---



## 2. トピック

### (1) 自動車検査証の有効期間を伸長します～新型コロナウイルス感染症対策～ (新着情報)

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県（以下、「対象地域」という。））に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月8日から5月31日までの自動車については、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されたことに伴い、対象地域において、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

#### ○対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が、4月8日から5月31日までのもの

(※令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものを、令和2年4月30日を満了する日としたものを含む。)

#### ○措置内容

自動車検査証の有効期間を6月1日まで伸長

#### ○継続検査の手続き

対象車両については、6月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

#### ○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが6月1日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000240.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000240.html)

---

(2) 新型コロナウイルス感染防止に向けたバス・タクシーの車内換気について（要請）

（配信日：R2.3.6）

先般、厚生労働省のホームページにおいて、「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」が掲載され、「換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください」との要請がされたところです。

バス、タクシー事業者の皆様におかれましては、車内は閉鎖された空間で乗務員と乗客が長時間かつ近距離で接することから、感染拡大を防止するため、エアコ

ンを用いて外気を導入することや、乗客の降車後に窓を開けて換気する等の車内換気に努めていただきますようお願いいたします。

※厚生労働省HP

「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000602323.pdf>

---

(3) 新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

（配信日：R2.2.21）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策を繰り返しお願いしているところでございますが、今般、複数のタクシー運転者への感染が確認されました。

バス、タクシー事業者の皆様におかれましては、次の対策を検討し速やかに措置していただくようお願いいたします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に報告していただくよう併せてお願いいたします。

#### 1. 始業点呼時の対応

- ・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行うこと等により、運転者の健康状態を確実に把握すること
- ・マスクの着用等の感染予防対策が取れていることを確認すること

#### 2. 体調不良が確認された際の対応

発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関に受診させる等、適切な対応を取ること

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

○厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

---

(4) 新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について（協力依頼）



配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> )

#### 【参考】

##### \* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

##### \* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

##### ・ ホームページ受付

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

##### ・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

##### ・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

##### \* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

